

問題 (1):

統治機構の分野の基本論点である国政調査権(憲法 62 条)に関する基礎知識を問う問題。国政調査権の性格に関する理解の対立(補助的権能説・独立権能説)を「国権の最高機関」(憲法 41 条)の解釈との関係で議論すること、並行調査等の具体例を挙げて国政調査権の限界を議論することが期待されている。

問題 (2):

行政法総論上の基本事項である行政行為(行政処分)の効力に関する理解度を問う問題である。行政行為の公定力(取消訴訟の排他性)を前提として、行政行為の当然無効の概念がどのような場面で国民の権利救済にとって効用を発揮するか、について論じることが求められる。

問題 :

外国人の人権という人権分野の基本論点について、公務就任権の問題との関係で検討することを求める問題。判例としては、東京都管理職選考試験に関する事件がある(最大判 2005 年 1 月 26 日・憲法判例百選 (第 6 版)5 事件)。論点としては、参政権と職業選択の自由のどちらで争うべきか、外国人の公務就任権を包括的に限定する「公務員に関する当然の法理」の問題、事案の具体的事情の評価があり、それぞれについて基礎知識に基づく明快な議論をすることが期待されている。

問題 :

行政法総論上の基本事項である行政上の義務履行確保に関する理解度を問う問題である。大阪高決昭和 40 年 10 月 5 日行集 16 巻 10 号 1756 頁の事案を参考にして作成した。(1)本問の事案で代執行の戒告がなされた「物件を搬出する義務」は代執行の対象となるか、(2)「市庁舎から立ち退く義務」は司法的強制が可能か(最判平成 14 年 7 月 9 日民集 56 巻 6 号 1134 頁参照)、について論じることが求められる。